住宅履歴情報のICT活用方策検討事業

住宅履歴情報活用のための
事業者の連携とＩＣＴ活用に関する検討

大切な住まいを守る
いえかるて
住宅履歴情報

ICT活用による住宅履歴情報活用方策検討委員会

課題意識と目標

1）消費者（住宅所有者）に住宅履歴情報の活用による具体的メリットがなければ、住宅履歴情報の蓄積・活用は定着しない。

2）住宅履歴情報の活用による具体的メリットを生み出す上で、ICT(Information and Communication Technology)の活用は不可欠。（従来の業務の効率化に加え、ICTの活用によってはじめて可能となる新規サービスの創出など、潜在的なメリットもある。）

3）このため、住宅の長期使用の間になされる①各種住宅事業活動（定期点検、リコール、修繕、リフォーム、既存住宅売買等）や②居住者の住生活の各局面（シーン）においてICTを活用して実現する、住宅履歴情報の蓄積・活用による具体的メリットを明らかにする（参考図参照）とともに、そのメリットを実現するためのICT活用方策を明らかにする。

4）上記のICT活用方策を市場において実現させるため、住宅履歴情報活用のための関係者間の業務の連携及び関係者間の情報システムの共通性・相互運用性に関する一定の標準モデルを提案する。

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

課題意識と目標（参考図）

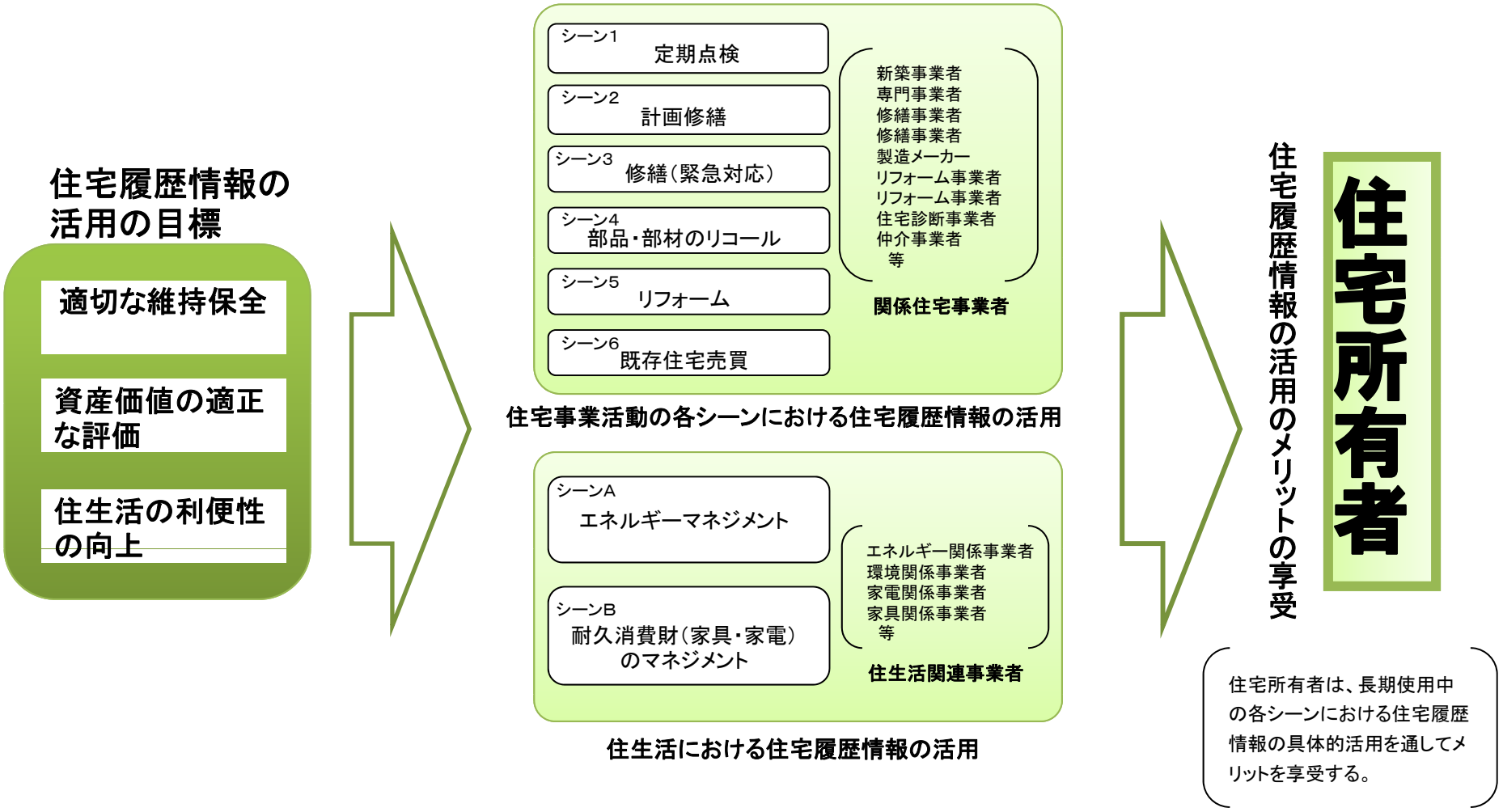

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

検討体制及び方法

ICT活用による住宅履歴情報活用方策検討委員会の設置

学識経験者、関係住宅事業者、情報サービス機関等により構成された委員会を設置
委員会開催　4回　（他、適宜コアメンバー会議、WG等）

ヒアリング調査の実施

関係住宅事業者等　8組織（団体）、住生活関連事業者　8組織（団体）へヒアリング等調査を実施

課題の抽出及び課題への対応策の検討

ヒアリングの結果から課題を抽出し、課題への対応策を検討

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

住宅事業活動の各シーンにおける住宅履歴情報の活用のための方策

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

住宅履歴情報の活用のための方策の検討

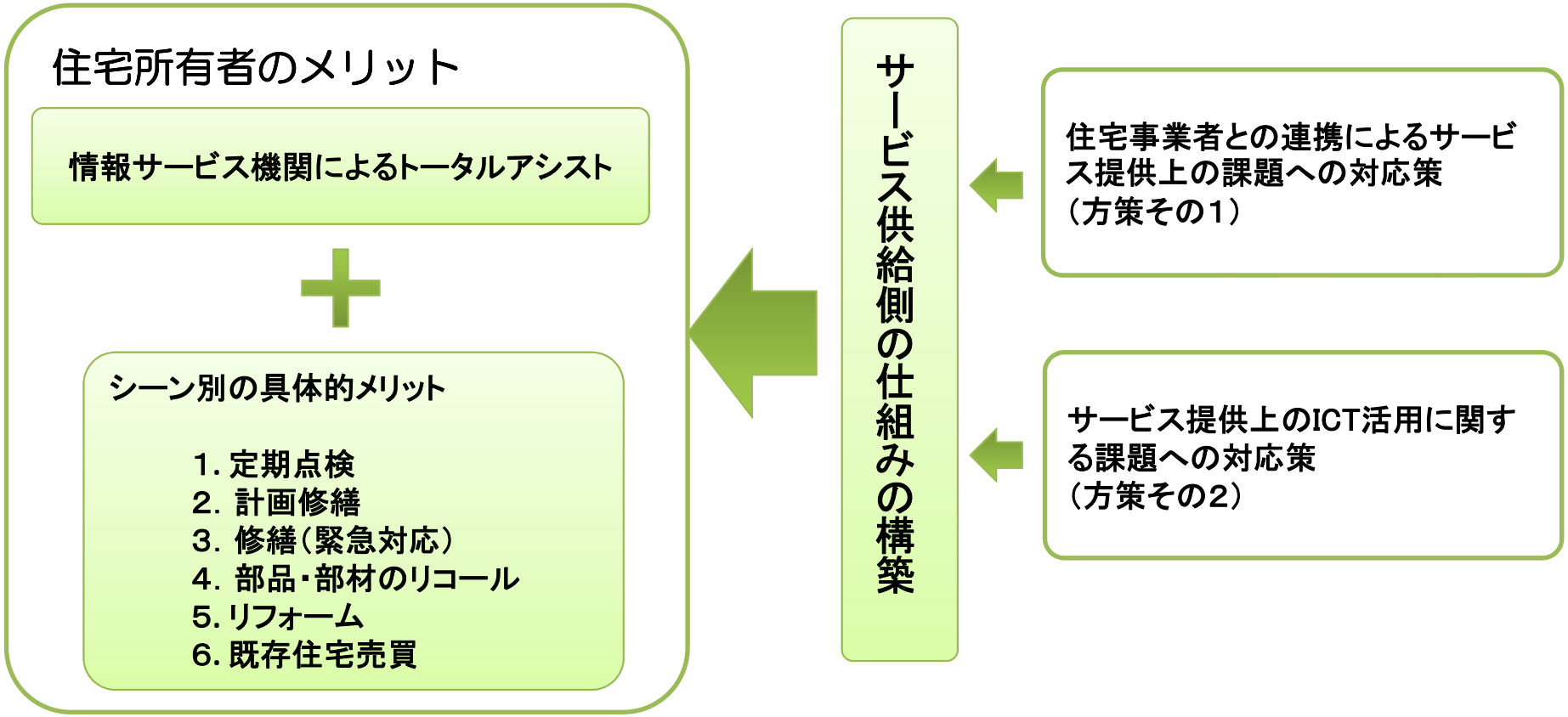

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

住宅所有者のメリット

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

住宅所有者のメリット

Ⅰ．住宅履歴情報サービス機関によるトータルアシスト

住宅の長期使用の間の、
住宅所有者の良き伴走者として、
住宅履歴情報サービス機関（＊）が、
住宅所有者の住宅事業活動
をトータルにアシストすることができる

（＊）住宅履歴情報サービス機関は、住宅所有者に直接各種サービスを提供する組織と、住宅履歴情報を蓄積するシステムを情報サービス機関や関係住宅事業者に提供する組織など、様々な形態に分かれることがあります。

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

住宅所有者のメリット

Ⅱ．住宅履歴情報の蓄積・活用のシーン別メリット

１．定期点検

住宅履歴情報サービス機関から定期点検の案内が通知され、確実に点検が実施されることにより、不具合の未然防止が図られ、住宅の維持管理に係るトータルコストの低減や長寿命化による価値の維持を期待

２．計画修繕

住宅履歴情報サービス機関から計画修繕の案内が通知され、確実に計画修繕が実施されることにより、不具合の未然防止が図られ、住宅の維持管理に係るトータルコストの低減や長寿命化による価値の維持を期待

３．修繕（緊急）

住宅所有者から連絡を受けた修繕事業者が、住宅履歴情報サービス機関の住宅履歴情報を照会して不具合の内容を想定し現場に急行することにより、不具合に迅速かつ的確に復旧対応がなされ、住生活の不便が速やかに解消

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

住宅所有者のメリット

Ⅱ．住宅履歴情報の蓄積・活用のシーン別メリット

4．リコール

リコールの社告等を見逃しても、住宅履歴情報サービス機関が住宅履歴情報を検索して、該当する住宅所有者にリコール情報がもたらされるので、確実なリコールの措置を実施することにより安全で安心できる住生活の実現

5．リフォーム

住宅履歴情報サービス機関に蓄積されている住宅履歴情報を活用することにより、複数事業者への同時並行的な相談や企画競争が容易になることでリフォームの選択性が広がるとともに、信頼できるリフォーム事業者により的確で合理的なリフォームの実施が可能

6．既存住宅売買

住宅履歴情報サービス機関が新築からの履歴情報のうち主要な情報を集約、整理して購入検討者に提供することで、中古住宅市場での住宅の価値の適切な評価を期待

また、売買に際して住宅診断を受ける場合は、住宅履歴情報を活用することにより効率的な実施が可能

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

サービス供給側の課題

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

住宅所有者へのサービス提供の契約に関する課題

1．住宅事業者が提案するビジネスモデルであること

住宅事業の機会をとらえて、当該住宅事業者により
住宅履歴情報の蓄積・活用を住宅所有者に提案することが必要

↓

提案する住宅事業者にもメリットがなければならない

↓

住宅事業者が情報サービス機関と連携して住宅履歴情報の蓄積・活用の開始後のアフターフォロー（点検、修繕、リフォーム等）の事業主体ともなり得るようなビジネスモデルであること

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積･活用推進協議会 All Rights Reserved.

2. 住宅履歴情報の蓄積・活用契約には各シーンの住宅関係事業者との連携が規定されること

開始（契約）段階で住宅の長期使用の各シーンで情報サービス機関と関係住宅事業者との連携によって活用のメリットが享受できることが見通せ、具体的に理解できることが必要

情報サービス機関と各シーンの関係住宅事業者との連携関係が事前に構築されており、そのシーンにおいてその連携が機能することが規定された、住宅履歴情報の蓄積・活用にかかる契約であること

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積･活用推進協議会 All Rights Reserved.

3. 情報サービス機関と売却仲介事業者の連携関係が事前構築されていること

既存住宅として売却する際に、資産価値の適正評価のために住宅履歴情報が活用されることが住宅所有者にとって住宅履歴情報の蓄積・活用の最大のメリットとなることが期待される

情報サービス機関と仲介事業者等との連携関係が事前に構築されており、既存住宅の売却の際に連携が機能することが規定された、住宅履歴情報の蓄積・活用にかかる契約であること

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

4. データ形式の見読性の確保のための措置が標準化されること

データ形式が定められていないため、後に情報活用者等の住宅履歴情報の活用が困難となる可能性がある。一方でデータ形式は時代とともに変化するため、これに対応できる措置が必要

データ形式について、基盤となる部分を標準的に設定するとともに、上部にあたる部分については、データを読み取れるような措置を講ずることを標準化すること

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

5. 共通検索項目及びシーン別共通提供情報が設定されること

活用シーンで検索する必要がある情報はテキスト形式であることが必要。また、活用シーンに応じた情報を情報活用者等が選択・集約することは非効率的であり、予め整理されていることが必要

検索する可能性のある情報をテキスト形式で保管すること。また、活用するシーンごとの情報の組を設定することについて一定の標準化を行うこと

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

６．情報システムの共同開発等が行われること

活用シーンごとに求められる情報の選択・集約についての情報システムの開発は、各情報サービス機関等が新たに開発しなければならず、重複投資され不経済

開発コストの負担を低減するために共同開発等を行い、共通で利用できる設計図書の公開などを行うこと

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積･活用推進協議会 All Rights Reserved.

7. 情報の信頼性が確保されること

情報サービス機関から提供される情報が、蓄積・活用の各段階で改ざんや差替えがない情報であることが必要

情報サービス機関から提供される情報が、蓄積・活用の各段階で改ざんや差替えがない情報であること確認できるような措置を講ずること

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積･活用推進協議会 All Rights Reserved.

サービス供給側の仕組みの構築

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

全体イメージ

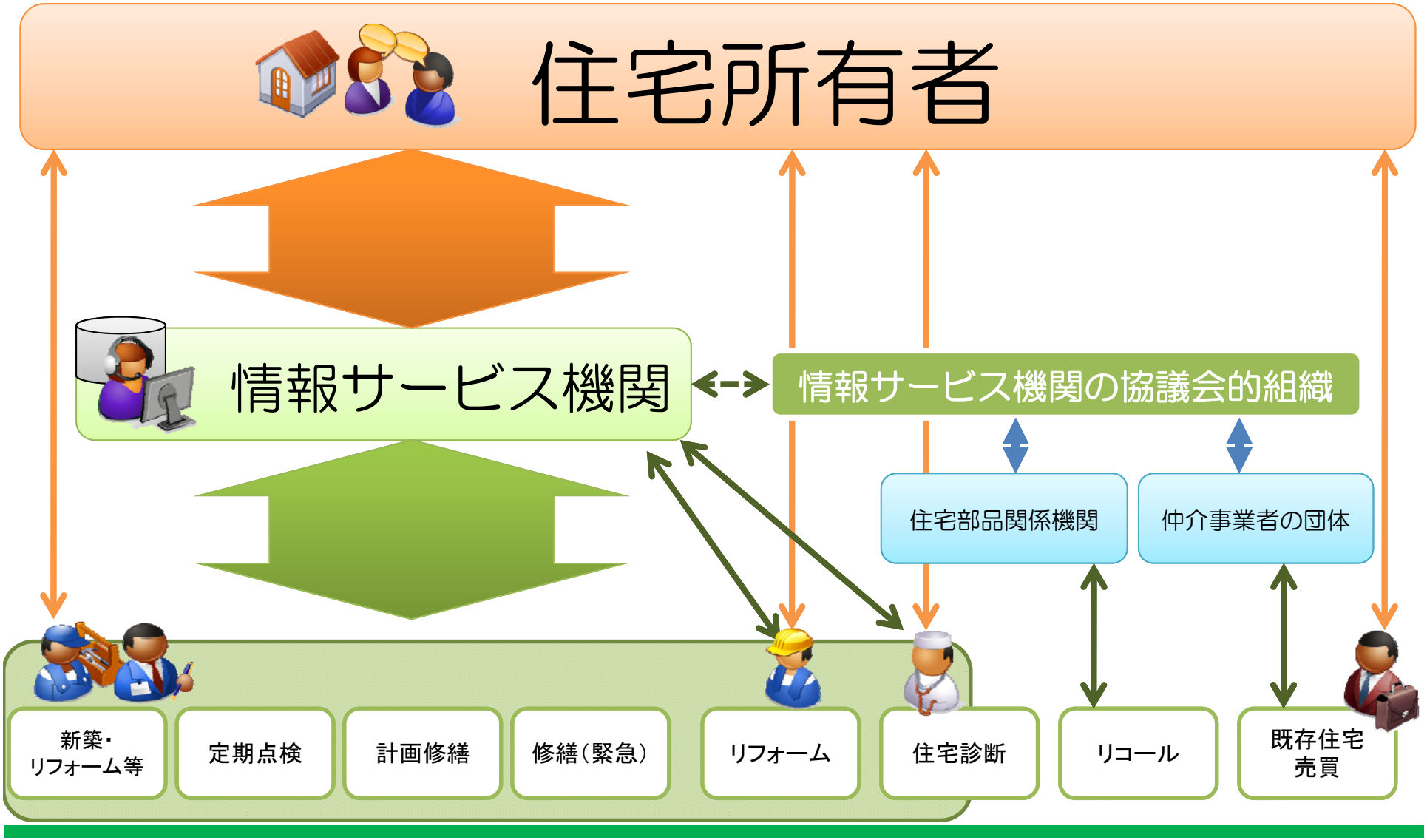

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

住宅所有者との住宅履歴情報の蓄積・活用に係る標準契約約款の作成等

住宅履歴情報の蓄積・活用の契約の標準とその制度インフラについて、情報サービス機関の協議会的組織において共通基盤として整備し、情報サービス機関において活用されるよう提供されることが必要

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

１．住宅所有者、当初住宅事業者(*)及び情報サービス機関の三者契約

（１）住宅履歴情報の蓄積・活用に関する契約について、住宅所有者と、当初住宅事業者、情報サービス機関の三者契約とすることが望ましい

（２）三者契約においては、情報サービス機関と各シーンの関係住宅事業者との連携関係が事前に構築され、そのシーンにおいてその連携が機能するよう規定することが必要

（３）三者契約においては、情報サービス機関と仲介事業者等との連携関係が事前に構築されており、既存住宅の売却の際に連携が機能するよう規定することが必要

（＊）当初住宅事業者：住宅所有者に住宅履歴情報の蓄積・活用を働きかけ、住宅履歴情報の蓄積・活用の開始後のアフターフォロー（点検、修繕、リフォーム等）の事業主体ともなり得る新築住宅供給者やリフォーム事業者等

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

三者契約の標準約款の利用イメージ

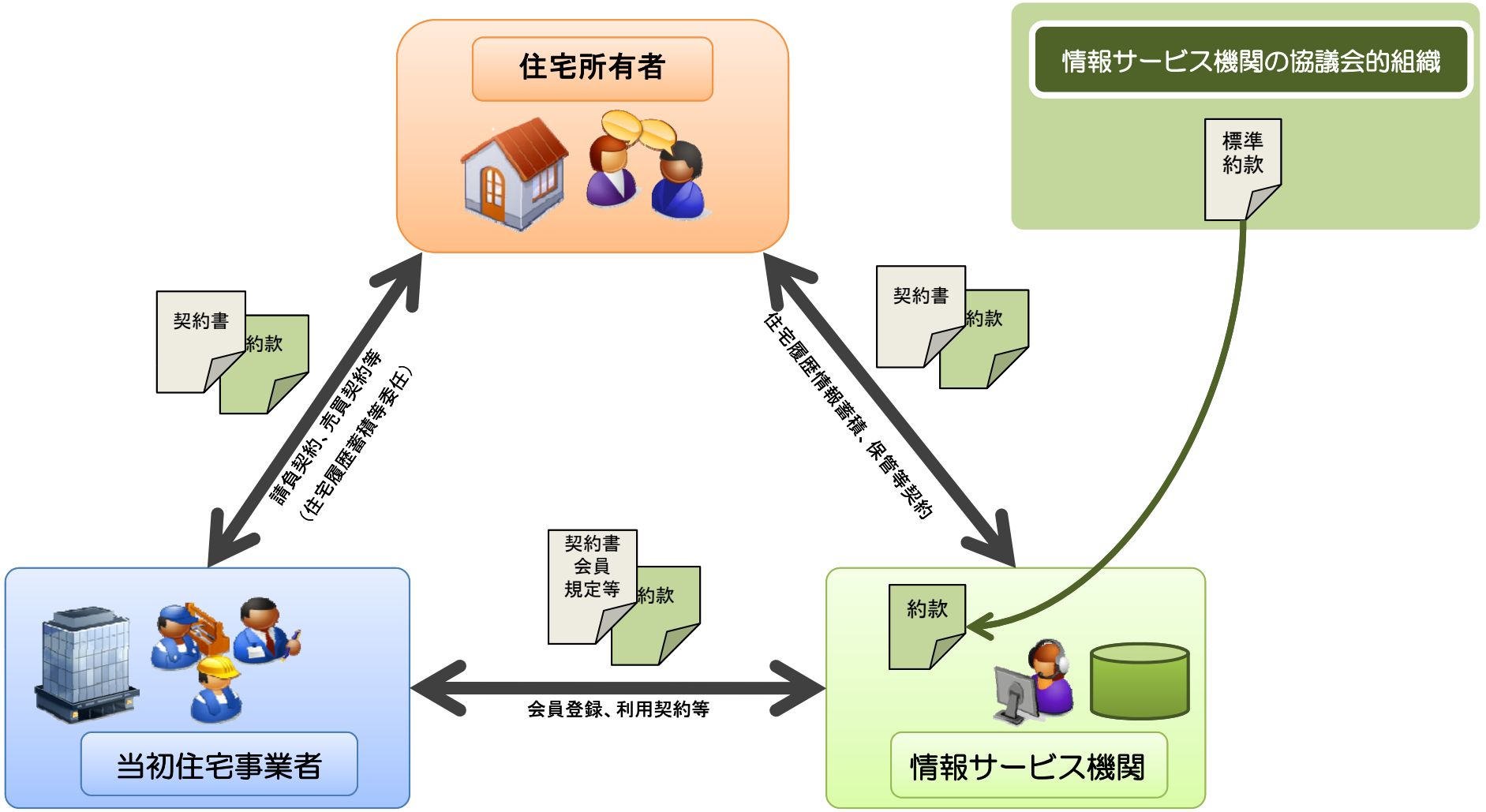

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

２．三者契約の標準約款の骨子

（基本的約定：3者間の契約）
・情報サービス機関は、当初住宅事業者から対象住宅の住宅履歴情報（特定住宅部品のトレーサビリティ情報を含む。）の提供を受けて保管するとともに、その活用に当たっては該当履歴情報を当初住宅事業者をはじめとする関係事業者に提供することとし、住宅所有者はこれを了解する。

（定期点検の通知）
・情報サービス機関は、別に定める定期点検指針（点検項目、点検時期、特定住宅部品についての専門的点検に関する事項、費用負担に関する事項等を規定）に沿って定期点検時期が到来した住宅について、当該住宅所有者と関係当初住宅事業者に定期点検通知を行う。

（定期点検の実施）
・当初住宅事業者（又はその代理者）は、住宅所有者の同意を得て、定期点検指針に沿って定期点検を行う。なお、特定部品について専門的点検が必要な場合は、住宅部品関係機関と情報サービス機関の協議会的組織との協定に基づいて要請された専門点検業者が点検を行う。

（点検結果情報の追加蓄積）
・情報サービス機関は、定期点検結果（特定部品についての専門的点検の結果を含む。）を追加蓄積する。

（リコールの通知）
・特定住宅部品がリコールされることとなった場合、情報サービス機関の協議会的組織と住宅部品関係機関との協定に基づき、関係特定住宅部品のメーカーからリコール情報を受けた情報結節点である住宅部品関係機関は全情報サービス機関に対象住宅の検索を依頼し、検索結果に基づき、当初住宅事業者、情報サービス機関と関係メーカーの連名で当該住宅所有者にリコールの通知を行う。

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

２．３者契約の標準約款の骨子

（リフォームの提案等）
・当初住宅事業者は、定期点検等の結果によって、住宅所有者に修繕やリフォームの提案を行うことができる。
・当初住宅事業者は、住宅所有者の発意によるリフォームについて企画提案を行うことができる。なお、住宅所有者から当初住宅事業者以外の事業者の紹介の依頼があれば、情報サービス機関は、当該情報サービス機関に登録しているリフォーム事業者を紹介する。

（関係住宅事業者への住宅履歴情報の提供）
・情報サービス機関は、住宅所有者からの通知に従って、リフォーム事業者、修繕事業者、宅建事業者等の住宅履歴情報活用事業者に所要の住宅履歴情報の閲覧をさせる。

（住宅履歴情報の追加蓄積）
・住宅所有者からリフォーム、修繕、中古住宅売買事業を請けた当初住宅事業者又は情報サービス機関の登録関係事業者は、当該事業によって生成された住宅履歴情報について情報サービス機関に通知して追加蓄積する。

（情報サービス機関の移行）
・情報サービス機関は、住宅所有者の意向で情報サービス機関が変わる場合は、住宅履歴情報の移行に協力する。

（売買時の仲介事業者への主要住宅履歴情報の提供）
・情報サービス機関は、対象住宅の売買に関して、住宅所有者又は関係仲介
事業者の依頼に応じて、他の情報サービス機関に同一住宅の住宅履歴情報が保管されている場合は関係住宅履歴情報を集約した上で、主要住宅履歴情報を関係仲介事業者に提供し、情報サービス機関の協議会的組織と仲介事業者の団体の協定に従って購入検討者に情報提供することを要請する。

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

三者契約の標準約款の骨子（定期点検）イメージ

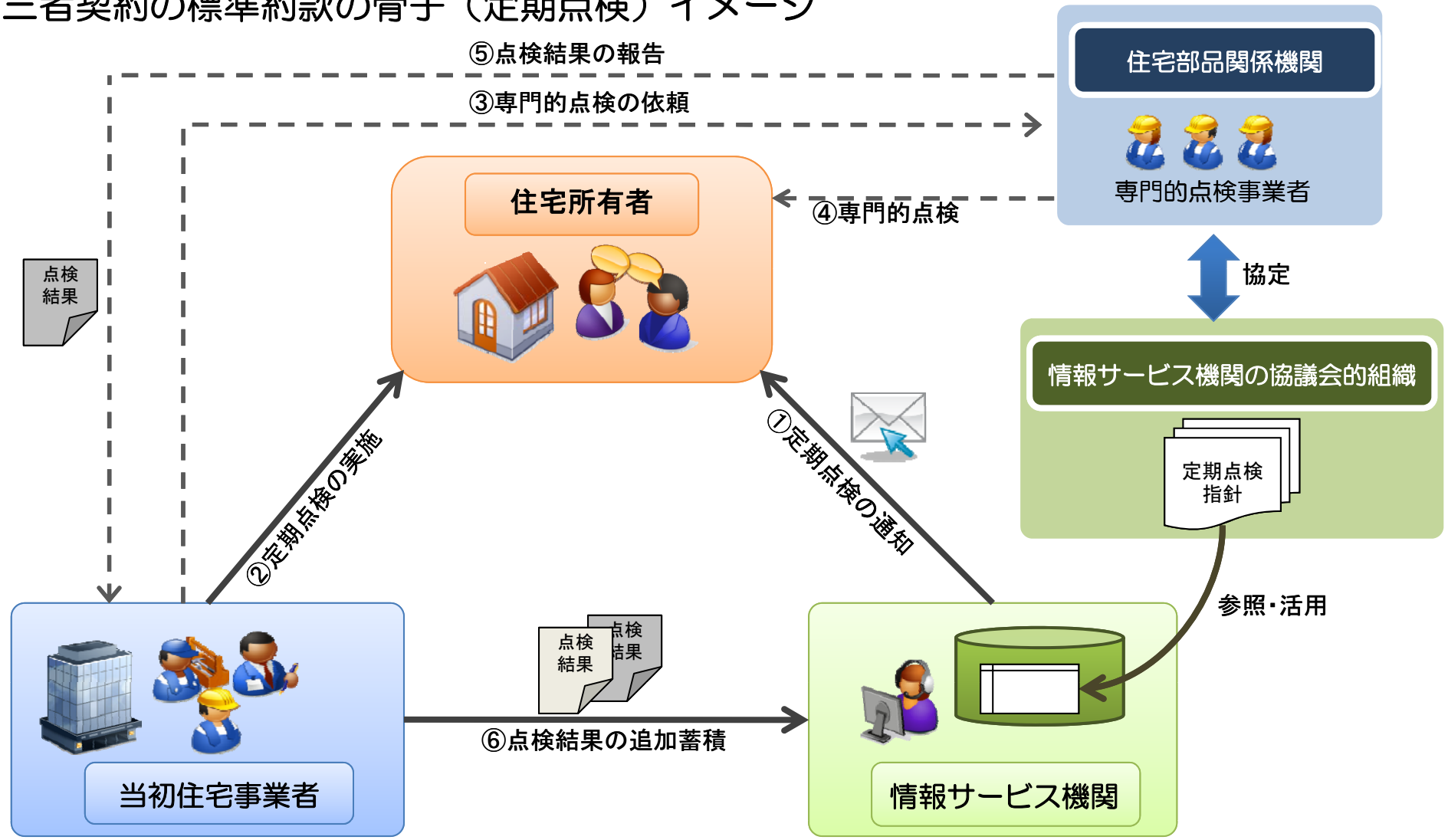

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

三者契約の標準約款の骨子（リコール）イメージ

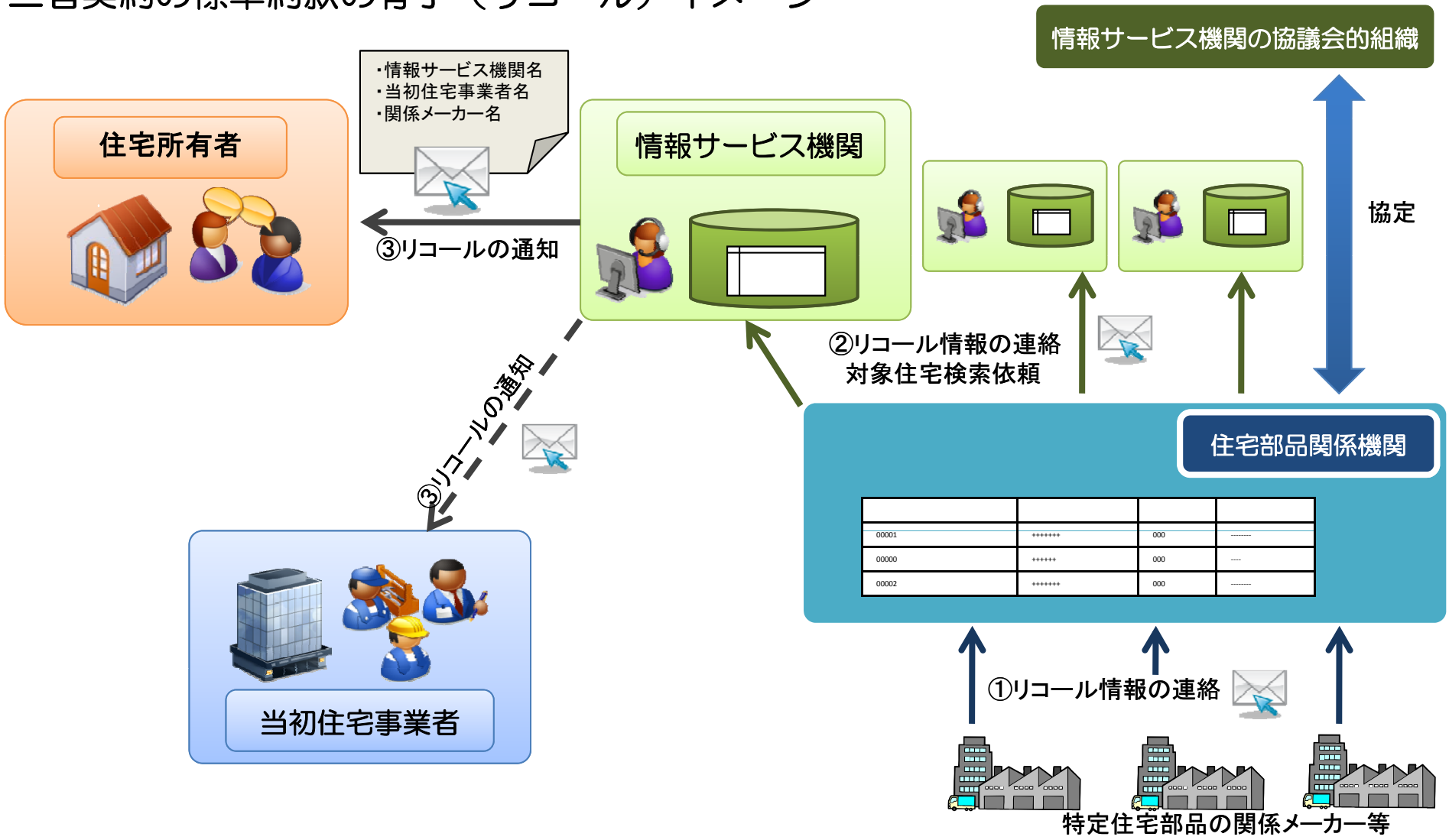

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

三者契約の標準約款の骨子（リフォーム：当初事業者）イメージ

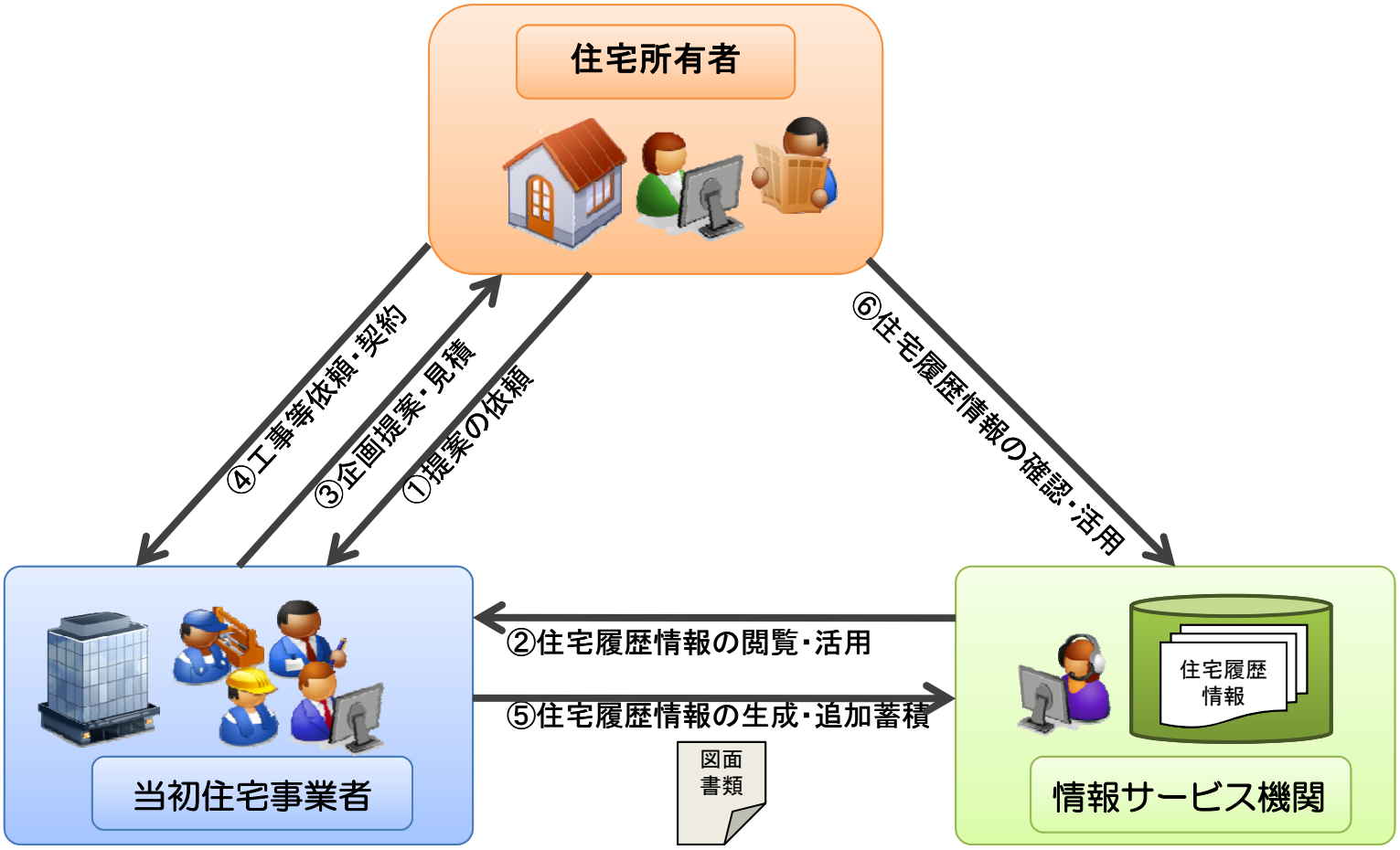

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

三者契約の標準約款の骨子（リフォーム：リフォーム事業者紹介）イメージ

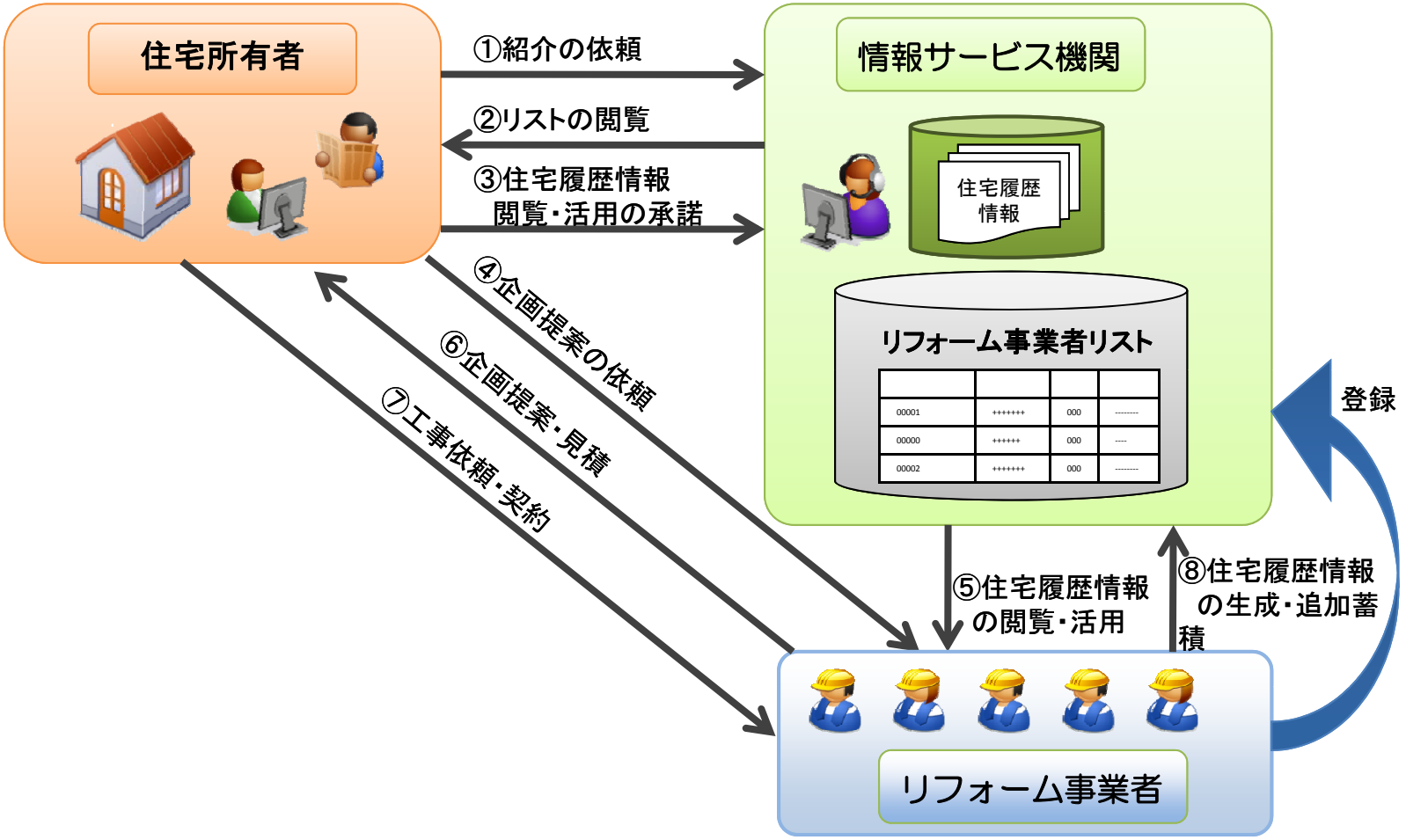

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

三者契約の標準約款の骨子（既存住宅売買）イメージ

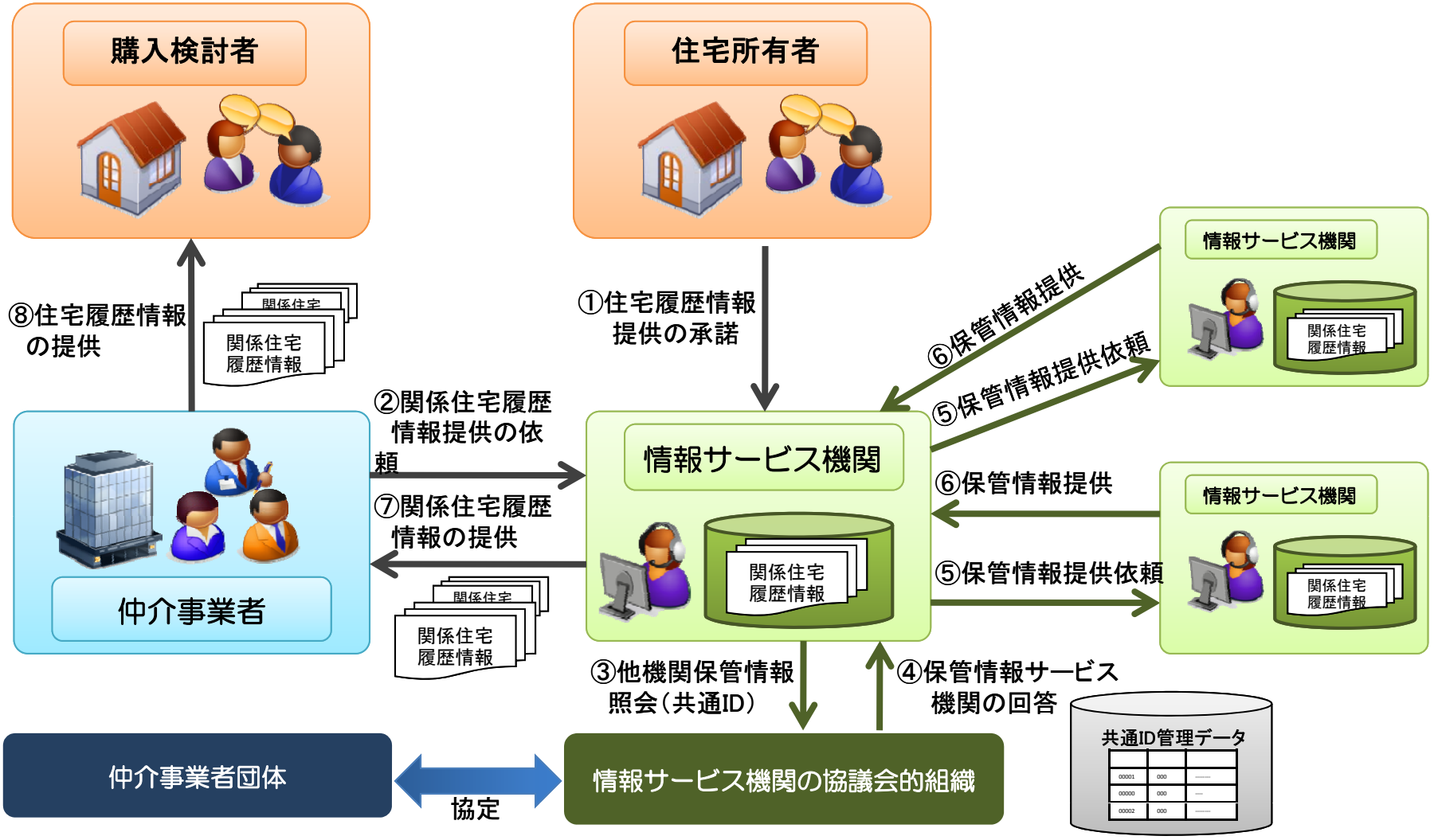

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

３．三者契約の前提となるインフラの整備

（１）情報サービス機関の住宅履歴情報活用事業者登録制度（モデル）及び情報サービス機関の協議会的組織の登録事業者候補者バンク制度

ⅰ）住宅所有者の要請により情報サービス機関は登録事業者情報を提供
ⅱ）登録事業者は当該の住宅履歴情報を活用可
ⅲ）登録事業者が請けた住宅事業の情報については追加蓄積

（２）特定住宅部品の専門的点検やリコールにかかる、情報サービス機関の協議会的組織と情報の結節点となる住宅部品関係機関との協定

ⅰ）当初住宅事業者は、特定住宅部品の設置情報を住宅履歴情報の一環として蓄積
ⅱ）住宅事業者の定期点検によって特定住宅部品の専門的点検が必要と判断された場合、当該住宅部品関係者が専門的点検
ⅲ）特定住宅部品のメーカーからリコールの連絡を受けた情報の結節点となる住宅部品関係機関は、全情報サービス機関に検索を依頼し、検索結果に対応して当該住宅所有者等に通知

（３）既存住宅として売却する際の住宅履歴情報の適切な活用のための情報サービス機関の協議会的組織と仲介事業者の団体との協定

ⅰ）対象住宅は住宅履歴情報が蓄積されていることの情報提供
ⅱ）購入検討者に対する、重要事項に準じた主要住宅履歴情報の提供
ⅲ）新住宅所有者への住宅履歴情報の蓄積・活用の継続の推奨

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その１

事業者登録（モデル）及び関係事業者の連携の事前構築イメージ

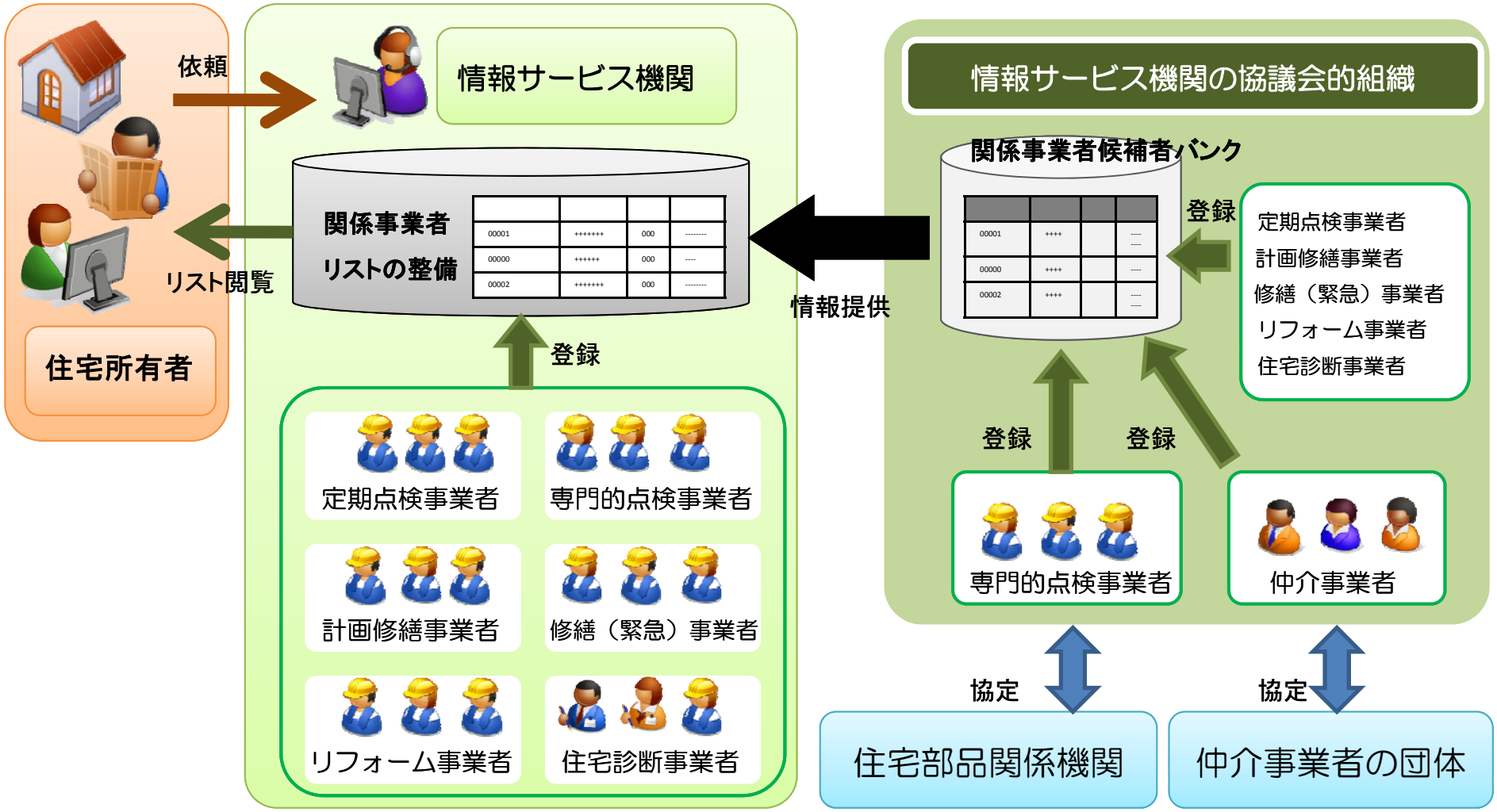

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その２

サービス提供のためのICTの活用に関する措置

住宅履歴情報の蓄積・活用のためのICTの活用について、情報サービス機関の協議会的組織において共通基盤として整備し、情報サービス機関において活用されるよう提供されることが必要

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その２

１．高次情報の標準化

（１）情報項目の用語の標準化

（２）ファイル及びフォルダの属性情報等の記述形式の標準化

２．検索項目及びシーン別提供情報の設定

（１）共通の検索項目の追加

（２）シーン別提供情報の設定

３．システムの共同開発等によるコスト低減

（１）設計書の雛形の共有

（２）部分システム及び部分サービスの開発の促進

４．電子情報の信頼性の確保

電子署名技術の利用

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

１．高次情報の標準化

（１）情報項目の用語の標準化

情報項目の名称と内容の齟齬を低減するため、用語の標準化を行う。
用語の標準化については平成２１年度までにも既に取り組みがあるが、より多様で長期的な活用側面を鑑みて、住宅履歴情報の蓄積と伝達に必要となる基本的な用語について標準化を行う。

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その２

１．高次情報の標準化

（１）情報項目の用語の標準化

住宅履歴情報蓄積・活用の指針（別表1） 情報項目（戸建住宅）

■住宅履歴情報項目 （戸建住宅） 別表1

A 新築段階の情報項目

項目名		項目名の説明	該当する書類・図面名称例（①書式・書類名称、②図面名称）	
A1	建築確認	新築住宅の完成までに、建築確認や完了検査などの諸手続きのために作成された書類や図面	地盤調査	①地盤調査報告書、スウェーデン式サウンディング試験結果表等
			建築確認	①確認申請書、建築計画概要書、確認済証 ②各階平面図、立面図、断面図、基礎伏図等申請に要した図書一式
			工事監理	①工事監理報告書 ②工事監理報告書に添付される図書一式
			完了検査	①完了検査申請書（写）、検査済証 ②申請に必要な図書一式
			開発行為	①開発行為許可申請書（写し）、開発行為許可通知書 ②土地利用計画図、造成計画平面図、排水施設計画平面図等
A2	住宅性能評価	住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書や性能評価を受けるために作成された書類や図面	設計住宅性能評価	①設計住宅性能評価申請書（新築住宅）、設計住宅性能評価書（新築住宅） ②自己評価書、設計内容説明書、その他申請に要した図書一式
			建設住宅性能評価（新築住宅）	①建設住宅性能評価申請書（新築住宅）、建設住宅性能評価書（新築住宅） ②設計評価申請添付図書、施工状況報告書等
A3	長期優良住宅認定	長期優良住宅の認定の手続きのために作成される書類や図面	①長期優良住宅建築等計画、認定通知書、変更認定申請書及び変更認定通知書等	
A4	新築工事関係	住宅が竣工した時点の建物の現況が記録された各種図面や書類で、完成までの様々な変更が反映されたもの	②竣工段階の設計図書（工事期間中の記録写真や打合せ記録・図面等も含む）：意匠関係、構造関係、設備関係、設備機器関係その他竣工段階までに作成された書類・図面等	

標準化されている情報項目名

A 新築段階の情報項目

項目名		小項目名
A1	建築確認	地盤調査
		建築確認
		工事監理
		完了検査
		開発行為
A2	住宅性能評価	設計住宅性能評価
		建設住宅性能評価（既存住宅）
A3	長期優良住宅認定	—
A4	新築工事関係	—

追加する情報項目名

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その２

1．高次情報の標準化

（１）情報項目の用語の標準化

住宅履歴情報蓄積・活用の指針（別表1） 情報項目（戸建住宅）

B 維持管理段階の情報項目

項目名		該当する書類・図面名称例（①書式・書類名称、②図面名称）
B1	維持管理計画	①長期修繕計画、メンテナンスプログラム、点検プログラム、点検システム等
B2	点検・診断	住宅の点検や診断・調査などを行った時に作成・提供される書類、写真、図面等
	自主点検	①点検・補修記録シート
	サービス点検	①調査・診断結果報告書、定期保守点検報告書
	法定点検	①定期調査報告書 ②調査結果表、調査結果図、関係写真等定期報告に必要な図書一式
	住宅診断	①住宅診断報告書、耐震診断報告書、アスベスト使用調査報告書 ②住宅診断報告書に添付される図書一式
	耐震基準適合	①耐震基準適合証明書 ②耐震診断チェックシート、建物外観写真等
B3	修繕	住宅の修繕工事を行った時に作成・提供される図面や書類、写真等
	計画修繕	①完了日、工事業者、工事内容を示す書類 ②施工図、仕様書等修繕関連工事図面、工事記録写真、施主打ち合わせ記録等
	その他の修繕	①修理完了日、修理内容を示す書類 ②雨漏り補修図、床伏図等補修関連工事図面、工事記録写真、施主打ち合わせ記録等
B4	リフォーム・改修	住宅のリフォーム・改修工事を行った時に作成・提供される図面、書類、写真等
B5	認定長期優良住宅の維持保全	認定を受けた認定長期優良住宅に保存が義務付けられている維持管理の記録等
B6	住宅性能評価	住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書や性能評価を受けるために作成された書類や図面
	建設住宅性能評価（既存住宅）	①建設住宅性能評価申請書(既存住宅)、建設住宅性能評価書(既存住宅)等 ②建設評価申請添付図書、施工状況報告書等

C 重要事項説明に関する情報項目

項目名		該当する書類・図面名称例（①書式・書類名称、②図面名称）
C1	重要事項説明	不動産取引に際して宅地建物取引業者が買主に交付する重要事項説明書および売主が買主に対して開示する告知書等

法令により作成が義務付けられている書類・図面
法令により書式等が定められている書類・図面

標準化されている情報項目名

B 維持管理段階の情報項目

項目名		小項目名
B1	維持管理計画	—
B2	点検・診断	自主点検
		サービス点検
		法定点検
		住宅診断
		耐震基準適合
B3	修繕	計画修繕
		その他の修繕
B4	リフォーム・改修	—
B5	認定長期優良住宅の維持保全	—
B6	住宅性能評価	建設住宅性能評価（既存住宅）

追加する情報項目名

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

１．高次情報の標準化

（２）ファイル及びフォルダの属性情報等の記述形式の標準化

多様で長期的な活用側面に対応するため、蓄積および交換する電子ファイルの形式や内容についての制限を緩和して且つ可読性を維持するため、電子ファイルの形式や内容を記述する属性記述について、その内容と蓄積および伝達の形式についてこれを標準化または既存の標準を採用しその詳細の標準化を行う。

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積･活用推進協議会 All Rights Reserved.

方策その２

１．高次情報の標準化

（２）ファイル及びフォルダの属性情報等の記述形式の標準化

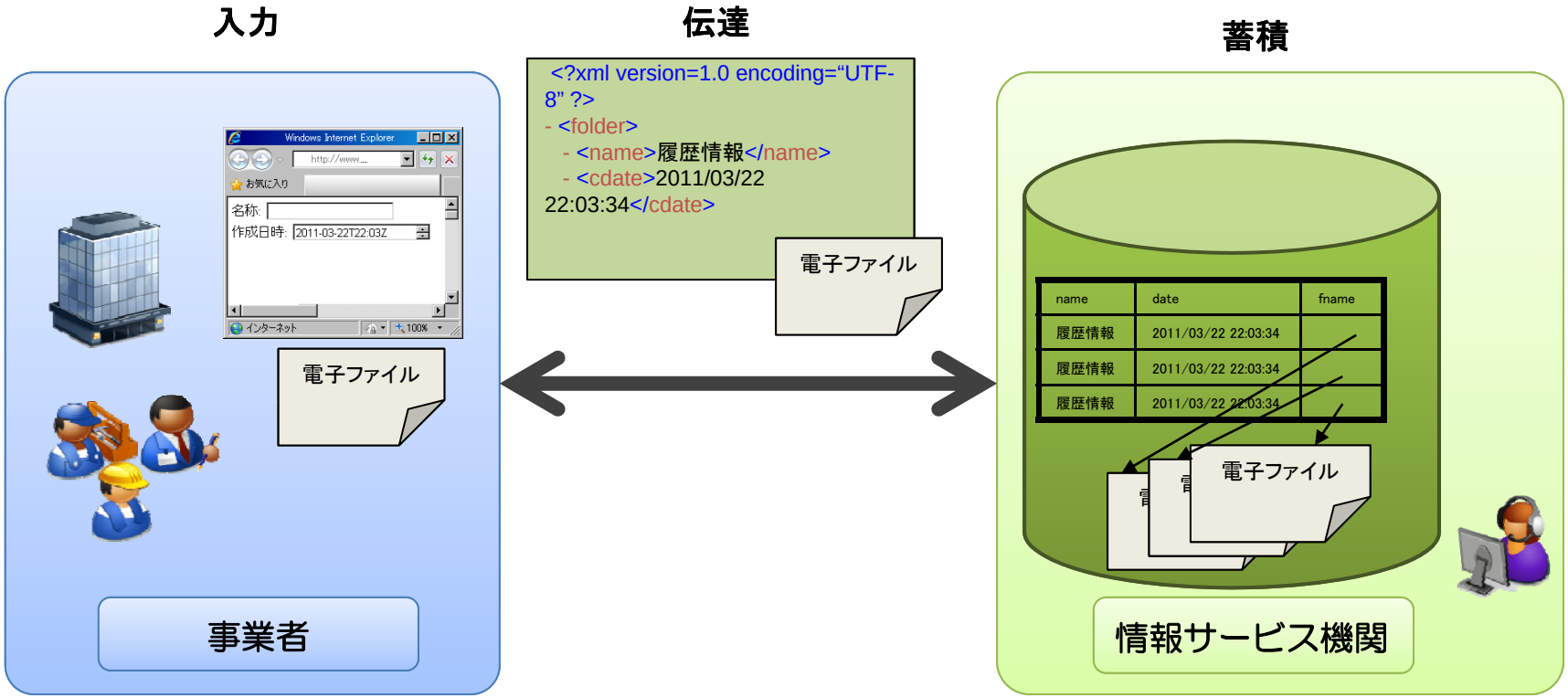

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積･活用推進協議会 All Rights Reserved.

２．検索項目及びシーン別提供情報の設定

（１）共通の検索項目の追加

画像または自由文脈文法で記述される電子ファイルに対して、情報検索用の情報項目をテキスト形式で付加するための記述形式と付加方法を標準化する。

例:

- 住宅基本情報
- リコール関係情報

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

２．検索項目及びシーン別提供情報の設定

（１）共通の検索項目の追加

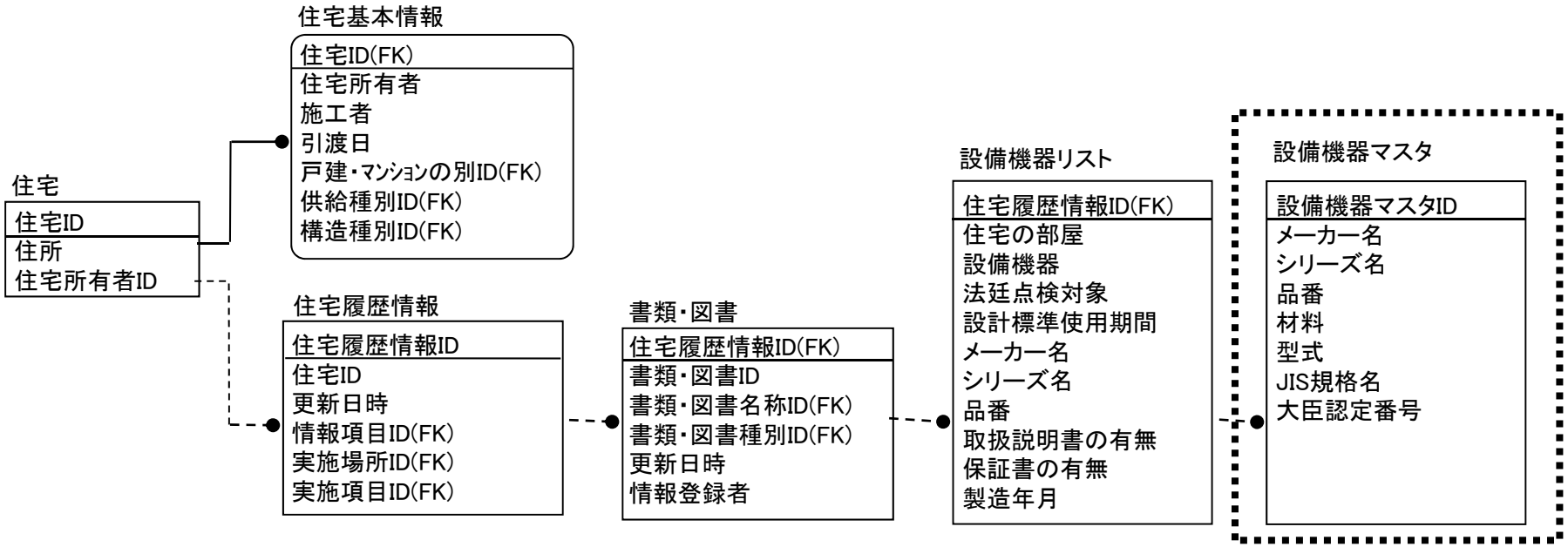

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

２．検索項目及びシーン別提供情報の設定

（１）共通の検索項目の追加

画像を基にした電子ファイル

テキスト化した情報

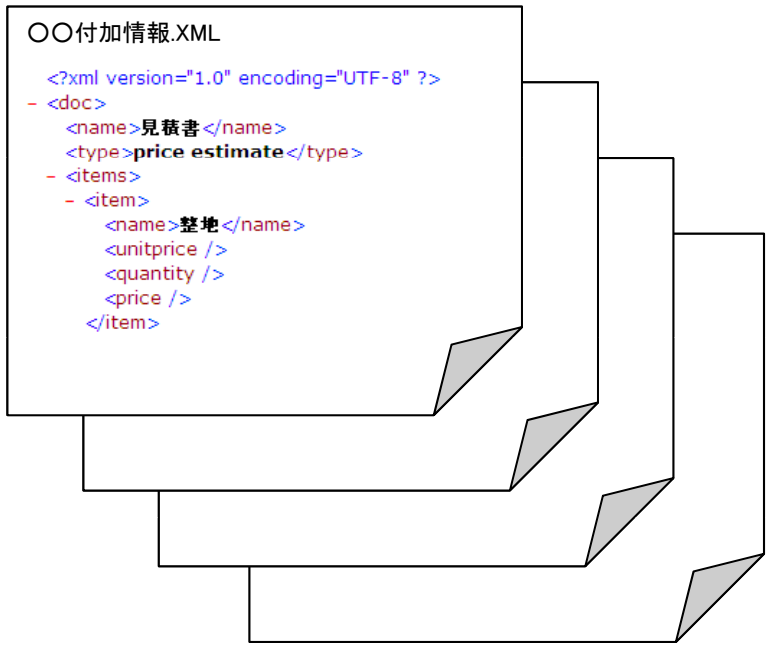

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

２．検索項目及びシーン別提供情報の設定

（２）シーン別提供情報の設定

事前に住宅所有者の同意を得て、関係住宅事業者が住宅履歴情報を効率的に活用できるよう、シーンで必要となる情報の組を設定する。

例:

・既存住宅売買時提供情報

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

２．検索項目及びシーン別提供情報の設定

（２）シーン別提供情報の設定

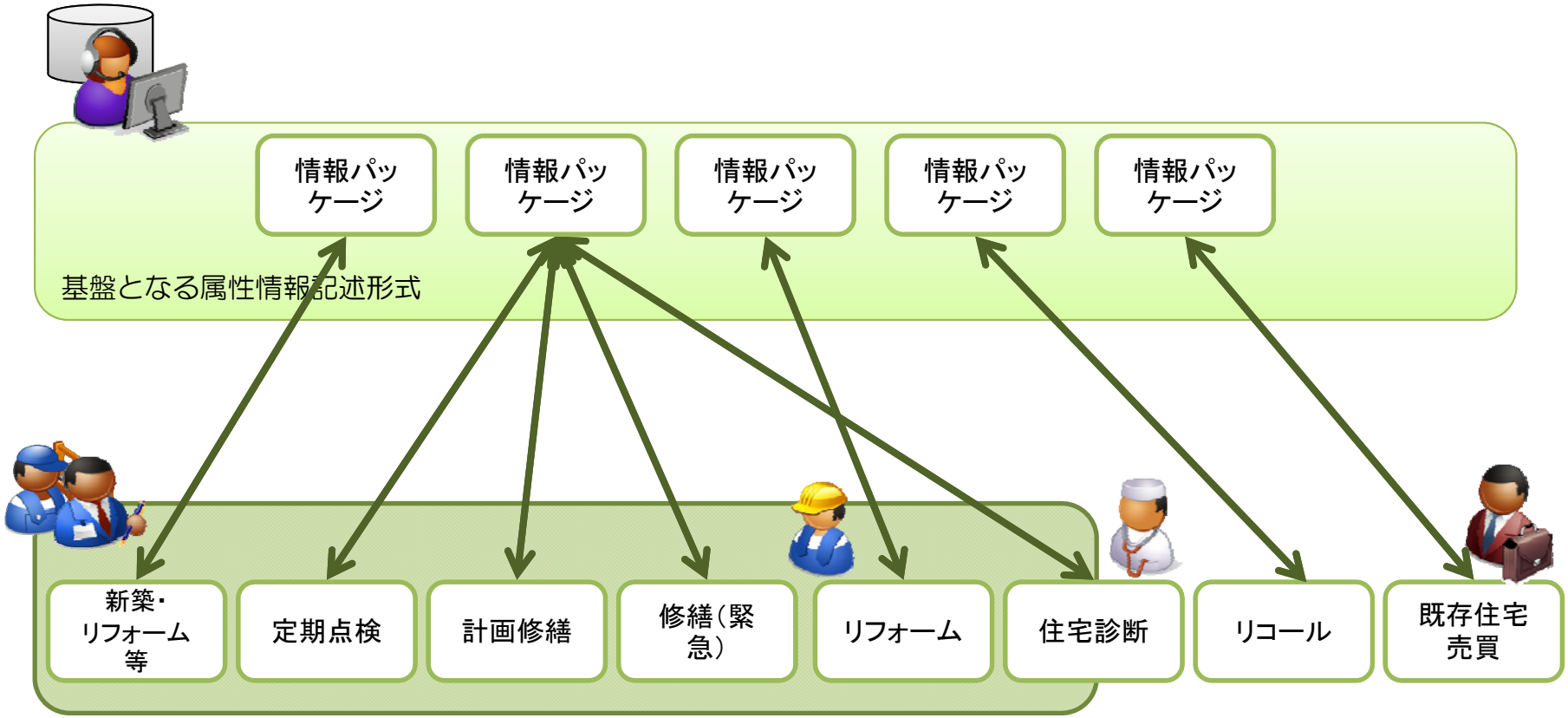

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

３．システムの共同開発等によるコスト低減

（１）設計書の雛形の共有

住宅履歴情報を扱うシステムの雛形を提案し、その設計図書等を公開。

部分的に直接利用することにより開発費用が低減

開発の参考とすることにより開発費用が低減

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

３．システムの共同開発等によるコスト低減

（２）部分システム及び部分サービスの開発の促進

住宅履歴情報を取り扱う多くのシステムの内部で必要と考えられる部分的なシステムやサービスを提案する。
また、これを提供する事業者へのインセンティブの付与などにより開発を促進する方策を提案する。

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

３．システムの共同開発等によるコスト低減

（２）部分システム及び部分サービスの開発の促進

部分システム共有の例

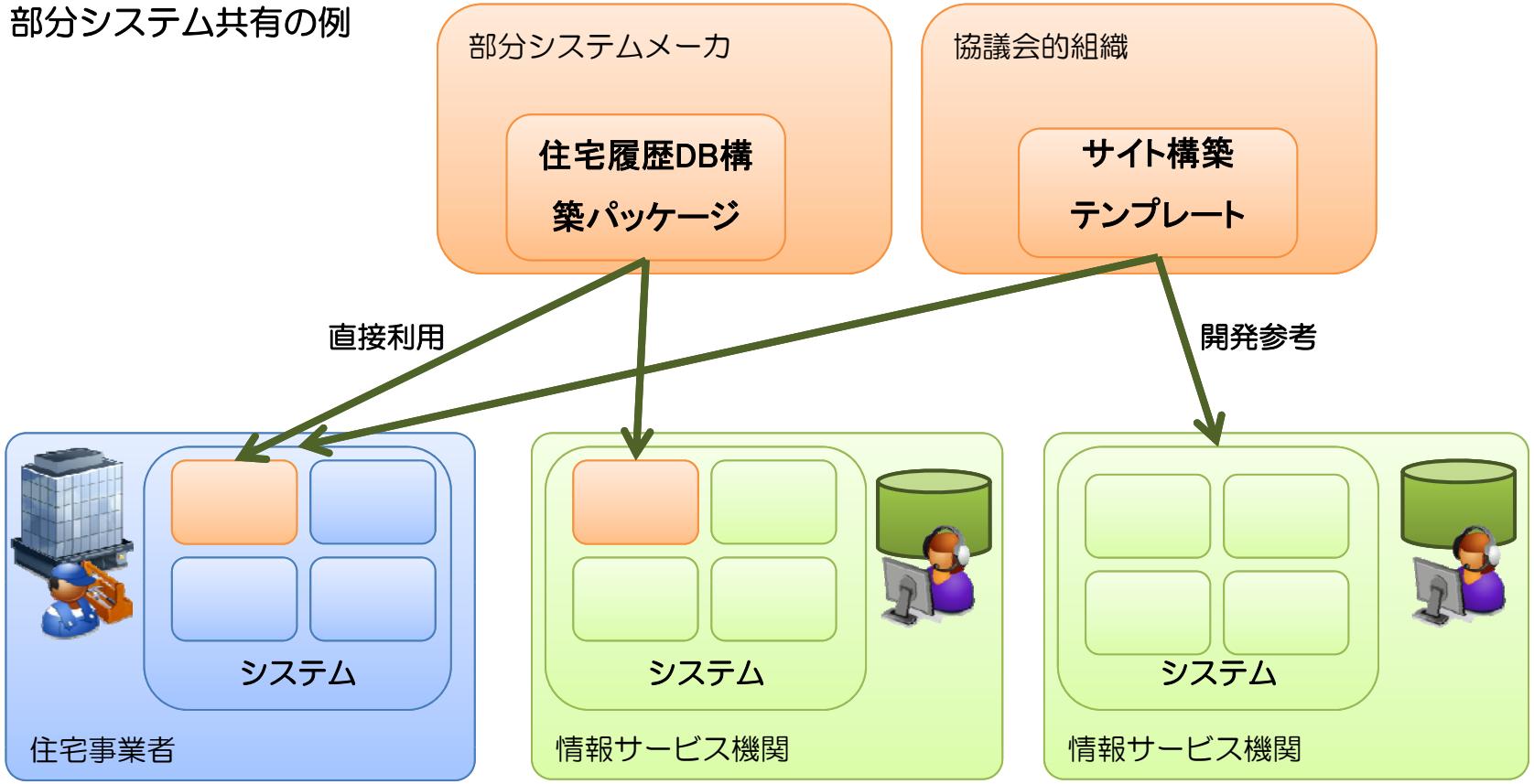

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.

4. 電子情報の信頼性の確保

電子署名技術の利用

本人確認、偽造・改竄(かいざん)の防止のために、紙文書における印やサイン（署名）に相当する役割をはたすものとして電子署名とよばれる電子的な徴証を、電磁的記録（電子文書）に付与することができる。

これを用いて、住宅履歴情報の生成・蓄積・伝達の各過程においてこの署名を取り扱う方法を規定する。

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積･活用推進協議会 All Rights Reserved.

4. 電子情報の信頼性の確保

電子署名技術の利用

電子署名技術の利用のイメージ

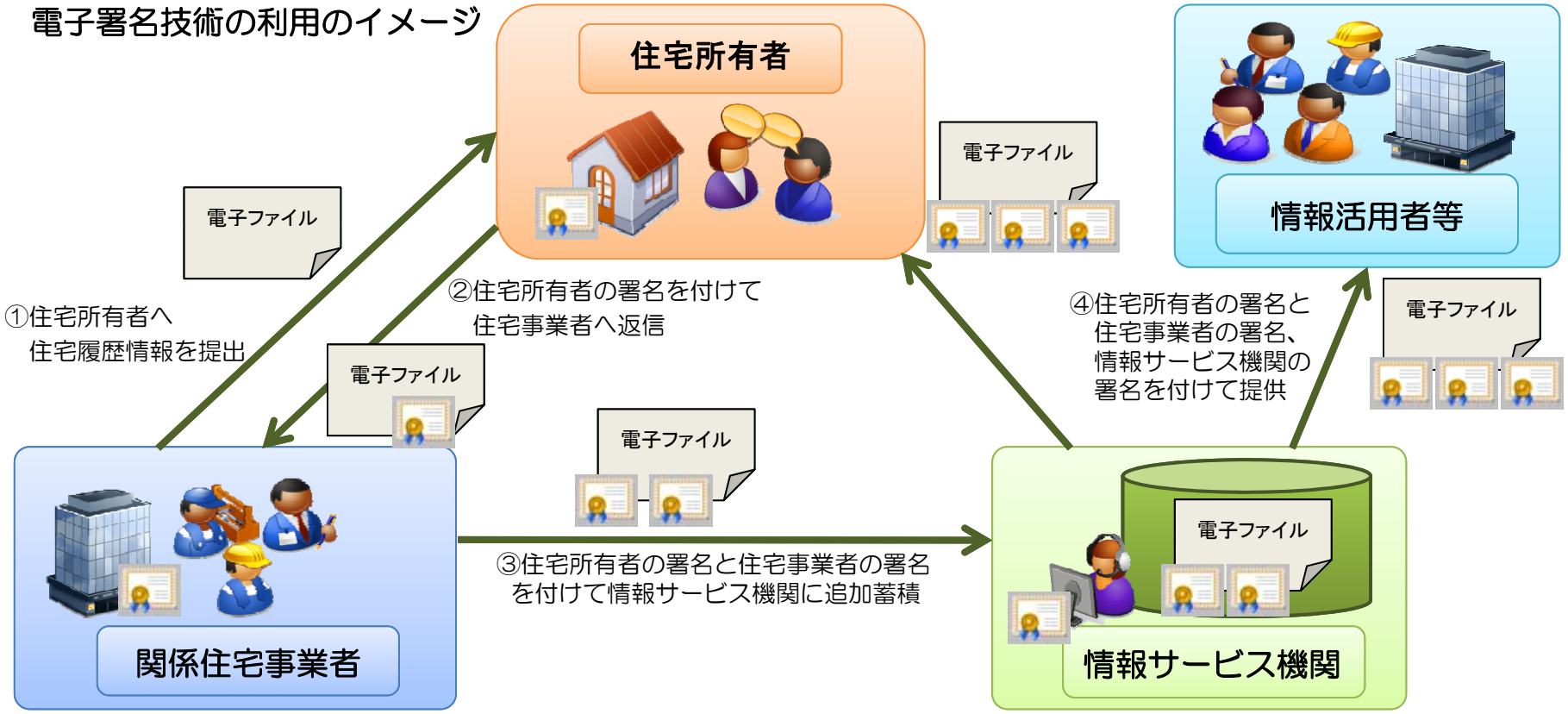

Copyright(c) 一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 All Rights Reserved.